

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月15日

島根県知事 殿



提出者

住 所 島根県雲南市加茂町南加茂550番1  
氏 名 雲南建設株式会社  
代表取締役 常松 祐子  
電話番号 0854-49-6211



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	雲南建設株式会社
事業場の所在地	島根県雲南市加茂町南加茂550番1
計画期間	1年間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 559,109,000
③従業員数	29人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事施工 → [ アスファルト殻発生 → 再生利用処理直接委託 コンクリート殻発生 → 再生利用処理直接委託 ]

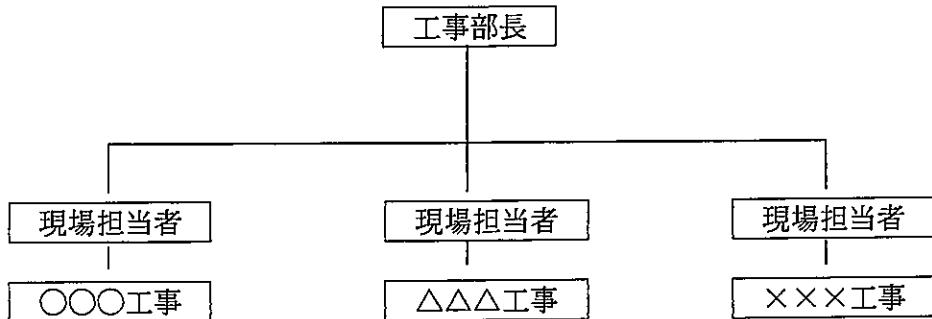
(日本工業規格 A列4番)

O

O

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
① 現状	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻	木くず
	排 出 量	8,280 t	99 t	4 t

(これまでに実施した取組)

各工事現場担当者が担当工事の産業廃棄物の持込先の決定、処分契約の締結、運搬業者の決定、収集運搬契約の締結、マニフェストの作成・保管を行う。工事完了後、工事部長に結果を報告する。

その他の内訳： 汚泥 1.44 t 枝木 1.43 t

【目標】発生した産業廃棄物は全量再生利用材にする				
② 計画	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻	
	排 出 量	5,000 t	100 t	

(今後実施する予定の取組)

受注する工事の内容によって、産業廃棄物が多量発生する場合も、全く発生しない場合もあるが、発生した産業廃棄物は全量再生利用材となるように処分する。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスファルト殻、コンクリート殻 種類の異なる廃棄物は同じトラックに混載しない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場で発生する産業廃棄物は同一種類のみを再生処分施設へ搬出した後、種類の異なる廃棄物を再生処分施設へ搬出する。

O

O

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
なし			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
なし			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
なし			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
なし			

O

O

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0t	0t
(これまでに実施した取組)			
なし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0t	0t
(今後実施する予定の取組)			
なし			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻	木くず
	全処理委託量	8,280t	99t	4t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t	4t
	再生利用業者への 処理委託量	8,280t	99t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組) アスファルト殻はアスファルト混合物製造プラントへ搬出し、再生アスファルト混合物として再利用されるように処分した。コンクリート殻は再生路盤材として再生利用されるように再生路盤材製造業者へ搬出した。 枝木 1.43t 建設汚泥 1.44t は優良認定処理業者で処分した。				

O

O

		【目標】発生産業廃棄物の全量再生利用		
		産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻
		全処理委託量	5,000 t	100 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t
		再生利用業者への 処理委託量	5,000 t	100 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)				
アスファルト殻はアスファルト混合物製造プラントへ搬出し、再生アスファルト混合物として再利用されるように処分する。コンクリート殻は再生路盤材として再生利用されるように再生路盤材製造業者へ搬出する。				
※事務処理欄				

Q

O

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

O

O